

1 招 集 と 会 期

県議会の定例会は、毎月2月、5月、9月に招集される。

会期は、毎会期の初めに議会の議決で定めている。会期日数は、概ね2月に招集される第1回定例会が45日程度、5月に招集される第2回定例会が55日程度、9月に招集される第3回定例会が100日程度とし、原則、年間で200日程度の日数としている。

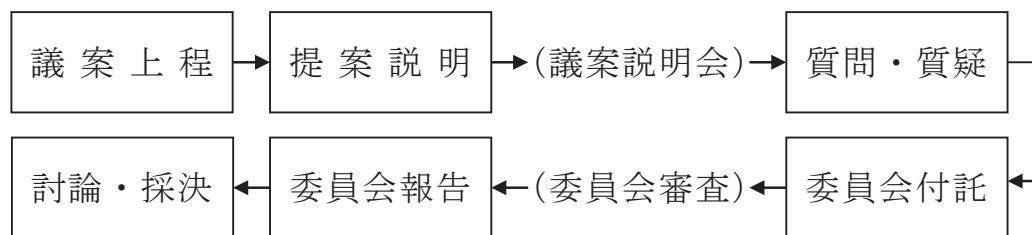
2 本 会 議

(1) 会 議 時 間

午後1時に開き、午後5時に閉じるのが原則である。

(2) 審 議 の 順 序

原則は次のとおりであるが、一部を省略することがある。



(3) 質 問 ・ 質 疑

知事の提案説明後、質問及び質疑を行っているが、最近における取扱い方法は次のとおりである。

ア 実施時期

代表質問、一般質問ともに、毎定例会実施している。

イ 質問方法

一括質問方式と分割質問方式の選択制とする。

ウ 質問者数

代表質問は、各交渉団体（所属議員数4人以上の会派）が行うこととし、質問時間が60分以上の場合は、2回に分けて質問を行うことができる。

一般質問は、年間の会派別・定例会別質問者数を定めている。

エ 順 序

代表質問は、多数会派順に行う。一般質問についても多数会派順に行うが、非交渉団体は、交渉団体の質問終了後に多数会派順に行う。

オ 質問時間

代表質問は、一定例会における質問総時間を決めた上で、各交渉団体に均等に一定時間を配分した均等割時間に、残りの時間を各交渉団体に所属する議員数に応じて按分して算出した時間を加えた時間以内に行う。また、一般質問は、1人30分以内とする。

(4) 委員会への付託

ア 予 算

一般会計予算案のうち、歳入予算については総務政策常任委員会に、歳出予算については分割して、それぞれ常任委員会に付託する。

特別会計予算案は、歳入・歳出を分割しないで、それぞれ所管常任委員会に付託する。

イ 予算以外の議案及び請願

決算認定の議案については、決算特別委員会を設置して、これに付託する。そのほかの議案及び請願は、所管常任委員会に付託する。

ウ 所管が明瞭でない案件

議会運営委員会において付託先を協議する。

(5) 委員会の審査結果

通常は、報告書を配付し、書記に朗読させているが、委員長が口頭報告を行うこともある。

(6) 採 決

通常は、起立により採決している（議長が必要と認めたとき等は、記名投票又は無記名投票で採決することができる。）。

3 議会運営委員会

定例会中は議会開会日、提案説明日（注1）、付託日（注2）、採決日（注3）及び採決日の前日に開催するほか、質問者氏名の発表等を行うため、原則として提案説明日の7日前に開催している。

なお、閉会中は必要に応じて委員長の判断により開催することとなるが、1月及び4月には原則として開催することとしている。

※注1 提案説明日：議会日程で知事の提案説明が予定されている日

※注2 付託日：議会日程で議案の付託が予定されている日

※注3 採決日：本会議において付託日に付託された議案を採決する日

4 常任委員会

(1) 審査・調査

各常任委員会においては、本会議から付託された議案、請願の審査を行うほか、所管事項に関する調査も行っている。

なお、県内に住所を有する者からの陳情は本会議を経ずに、議長から直接付議されて審査を行っている。

(2) 閉会中の活動

継続審査となった案件の審査のほか、閉会中調査事件の調査を行っている。

5 特別委員会

(1) 審査・調査

特別委員会は特定の事件の審査や調査をするために設置される。

なお、決算特別委員会は、第3回定例会において設置され、一般会計・特別会計決算、公営企業決算及び流域下水道事業決算を審査する。

(2) 閉会中の活動

継続調査となった付議事件を調査している。

6 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場

(1) 団 長 会（正副団長会を含む。）

議長及び副議長並びに所属議員数4人以上の会派の団長で構成し、議会運営等に関し会派間の意見調整等を行うものである。

(2) 団 長 協 議 会（正副団長協議会を含む。）

所属議員数4人以上の会派の団長で構成し、一般選挙後、団長会が設置されるまでの間、議会運営等に関し会派間の意見調整等を行うものである。

(3) 世 話 人 会

議長及び副議長並びに所属議員数4人以上の会派の団長で構成し、一般選挙後、議員の任期満了までの間、議会運営等に関し協議等を行うものである。

(4) 議 運 世 話 人 会

所属議員数4人以上の会派から選出する議員で構成し、一般選挙後、議会運営委員選任までの間、会派間の意見調整等を行うものである。

(5) 議 案 説 明 会

知事提出議案の内容について理解を深めるため、全議員を対象に開催するものである。

(6) 正 副 委 員 長 会

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長で構成し、委員会の運営に関し協議を行うものである。

(7) 常任委員会調査会

常任委員会の委員で構成し、常任委員会の審査及び調査を補完するため、所管事項に関し協議等を行うものである。

(8) 予 算 委 員 会

議会運営委員会委員長の指名により選出する議員で構成し、予算及び予算関係の議案で、2以上の常任委員会に係るものを横断的かつ多角的に審査するものである。

(9) 開かれた議会づくりのための広報委員会

議長及び副議長並びに所属議員数4人以上の会派から選出する議員で構成し、議会広報に関し協議を行うものである。

(10) 議員定数等検討委員会

議会運営委員会の委員長の指名により選出する議員で構成し、議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関して協議を行うものである。

(11) 議会改革検討会議

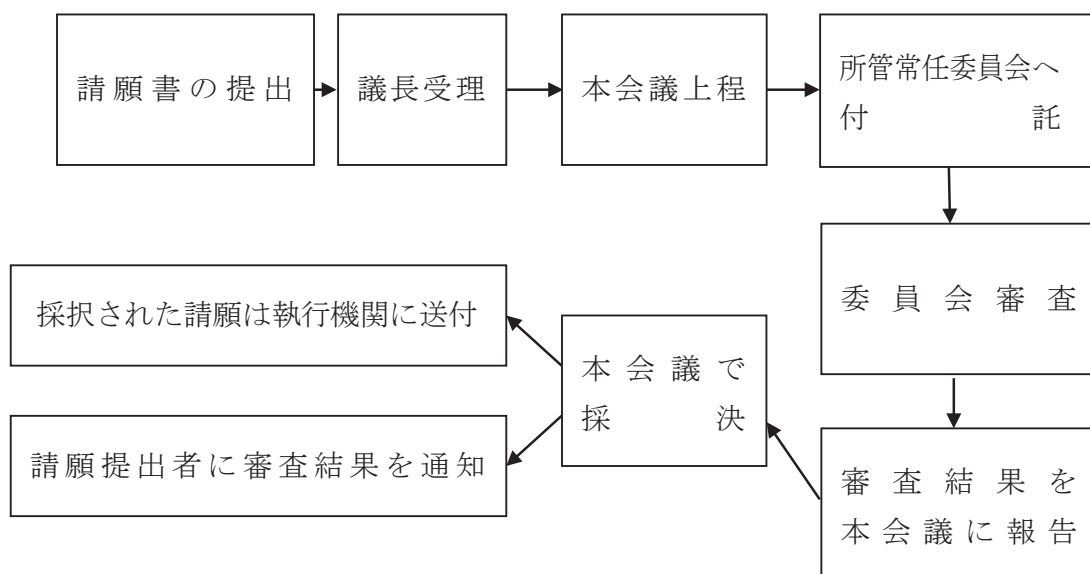
所属議員数4人以上の会派から選出する議員で構成し、議会改革に関し協議等を行うものである。

(12) 議会災害等対策会議

議長及び副議長、所属議員数4人以上の会派の団長、議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに必要なに応じ議長が指名する議員で構成し、災害等に関する情報を収集・伝達するとともに、災害等応急対策に関し協議等を行うものである。

7 請 願 の 処 理

(1) 取 扱 い



(2) 請 願 書 記 載 例

表 紙	内 容
請 願 書 紹 介 議 員 （ 自 署 ） ○ ○ ○ ○	………について請願 1 請願の要旨 …………… …………… 2 請願の理由 …………… …………… 令和 年 月 日 神奈川県議会議長 殿 住 所 （※）氏 名（記名のみで可能） 電話番号

※団体等で提出する場合は、
 団体の名称
 代表者の氏名（記名のみで可能）
 ※提出者が複数のときは、提出者全
 員の住所及び氏名を記載してくだ
 さい。

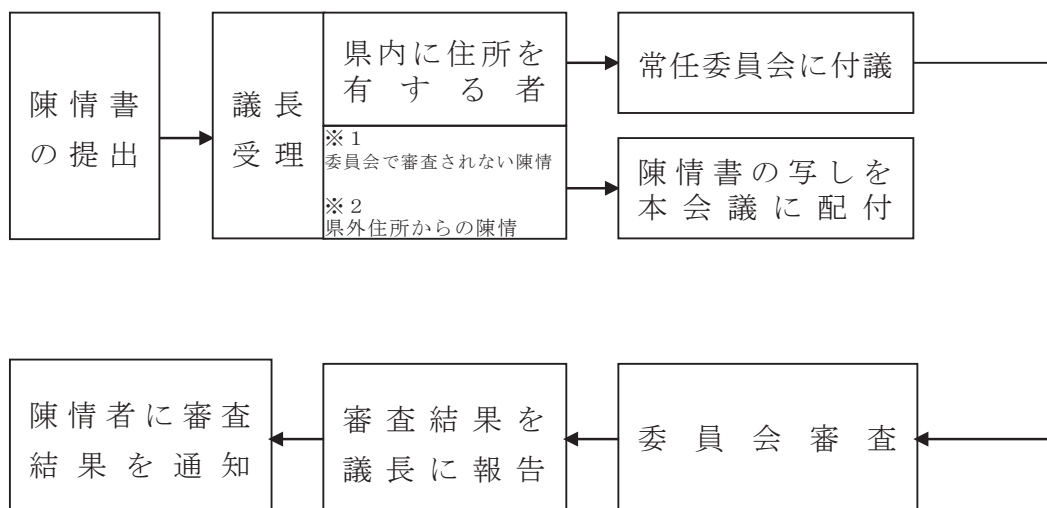
(3) 処 理 結 果

(令和6年第2回定例会～令和7年第1回定例会)

委 員 会 名	審 査 結 果					計
	採 択	不採択	継続審査	取下げ	審議未了	
総 務 政 策	0	2	0	0	0	2
防 災 警 察	0	2	0	0	0	2
文化スポーツ観光	0	0	0	0	0	0
環 境 農 政	0	0	0	0	0	0
厚 生	1	2	0	0	0	3
産 業 労 働	0	0	0	0	0	0
建 設 ・ 企 業	0	0	0	0	0	0
文 教	0	1	0	0	0	1
議 会 運 営	0	1	8	0	0	9
計	1	8	8	0	0	17

8 陳 情 の 処 理

(1) 取 扱 い



県内に住所を有する者からの陳情書については、委員会に付議し、陳情要旨等を記載した陳情文書表と委員会審査結果を本会議に配付している。

委員会で審査されない陳情及び県外住所からの陳情については、委員会に付議することなく、陳情書の写しを本会議に配付している。

※1 公序良俗に反するもの、個人の私生活の秘密を暴露するもの、個人又は団体の名誉毀損となるものなどは、委員会で審査されない場合がある。その場合は、本会議に陳情書の写しが配付される。

＜参考＞委員会で審査されない陳情（陳情書処理規程第2条第2項抜粋）

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 公益上の必要なく、個人の私生活の秘密が明らかとなるもの
- (3) 公益上の必要なく、個人又は団体の名誉を毀損し、又はその社会的信用を失墜させるもの
- (4) 係争中の案件等であつて、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- (5) 職員の身分に関し、人事上の処分を求めるもの
- (6) 議決のあつた請願又は陳情と同一趣旨のものであつて、その後の状況に特段の変化がないもの
- (7) 県の公益に関係しないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の審査になじまないもの

※2 県内に住所を有しない者から提出された陳情については、委員会で審査されず、本会議に陳情書の写しが配付される。

(2) 陳 情 書 記 載 例

請願書記載例に準じる。ただし、紹介議員は必要ない。

(3) 処 理 結 果

（令和6年第2回定例会～令和7年第1回定例会）

委 員 会 名	審 査 結 果					計
	了 承	不了承	継続審査	取下げ	審議未了	
総 務 政 策	1	4	3	0	0	8
防 災 警 察	1	7	1	0	0	9
文化スポーツ観光	1	0	0	0	0	1
環 境 農 政	0	1	1	0	0	2
厚 生	0	13	2	1	0	16
産 業 労 働	0	1	0	0	0	1
建 設 ・ 企 業	0	3	0	0	0	3
文 教	0	1	0	0	0	1
議 会 運 営	0	0	0	0	0	0
計	3	30	7	1	0	41

※ 上記以外に、県内に住所を有しない者からの陳情書が9件、委員会に付議しない陳情書が0件。

9 議会の傍聴

(1) 本 会 議

傍聴席は一般席と特別席に分けている。

一般席の定員は、210席で、会議当日に傍聴券の交付を受けられただけでも傍聴できる（傍聴記章を貸与された報道関係者は、傍聴券の交付は不要）。

傍聴券は、傍聴受付で先着順に交付する。傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

特別席の定員は、20人で公賓その他議長が特に必要と認める者の用に供する。

代表質問日には、傍聴席及びインターネット中継で手話通訳映像を視聴できる。また、障がいなどにより音声聞き取りにくい傍聴者の利便性向上のため、音声をリアルタイムで文字化し、傍聴席のディスプレイに表示している。

なお、傍聴席入口に隣接する傍聴者控室には、ベビーベッドや中継のモニターを備えた託児ルームも併設しており、小学校就学前までの子どもを、本会議傍聴時にお預かりする託児サービスも予約制で行っている。

また、傍聴席後方には、乳幼児をお連れの方、傍聴席の階段を昇り降りすることが難しい方など、様々な方々がフリースペースとして使用することができる「多目的傍聴室」を設置している。

(2) 議会運営委員会

議員及び傍聴記章を貸与された報道関係者は随時傍聴することができるが、それ以外の者は、傍聴定員（16人）を限度として傍聴することができる。

(3) 常任委員会及び特別委員会

議員及び傍聴記章を貸与された報道関係者は、随時傍聴することができる。それ以外の者は、各委員会とも傍聴定員（16人）を限度として傍聴することができる。

傍聴の受付は、議会局において委員会開会当日の午前9時から委員会閉会まで行う。

なお、開会30分前において定員超過の場合は抽選となり、定員に達しない場合は、定員に達するまで先着順に傍聴できる。

(4) 予 算 委 員 会

議員及び傍聴記章を貸与された報道関係者は、随時傍聴することができる。それ以外の者は、傍聴定員を限度として傍聴することができる。

傍聴の申込みは、予算委員会を開催する定例会の開会日から議会局で受け付けるが、開催当日でも空席があれば受け付ける。

傍聴定員は、本庁舎大会議場において開催する場合は90人、議会大会議室において開催する場合は10人である。

(5) 協議又は調整を行うための場（団長会、議案説明会、開かれた議会づくりのための広報委員会など）

議員及び傍聴記章を貸与された報道関係者のほか、傍聴を希望する者は、原則として随時傍聴することができる。

傍聴の取扱いについては、会議や委員会ごとに定められている。